

障害児者の居場所づくり 夕方支援について



令和8年8月19日
健康福祉審議会
障害部会

健康福祉部障害福祉課

1 障害児者の居場所に係る現状と課題

近年、就労家庭の増加に伴い、既存の障害福祉サービスの提供に加え、障害児者の見守り等の支援を行う居場所の必要性が高まっている。

(1) 障害児について

- 障害児においては、特に学校の長期休暇期間中の預かり時間が課題となっている。
- 小学生から高校生までの児童を対象とした放課後等デイサービスは、障害福祉サービス等報酬において、7時間を超える報酬が算定できないため、区内民間事業所は33事業所すべてにおいて、現在、7時間以下の利用時間で開所している。
- そのため、フルタイムで就労する共働き家庭等においては、夏休み等の学校の長期休暇中の朝や夕方の預け先がなく、就労時間の調整が必要になったり、子どもが1日の中で学童保育等と放課後等デイサービスを併用するなどして居場所の確保に苦慮している。
- 障害福祉サービス意向調査(令和7年9月実施)においても、朝の利用延長の意見があり、事業所アンケート(令和8年3月実施)では8割近くの事業所において、長期休暇期間中の居場所について保護者から相談を受けている実態を把握した。

➡ 長期休暇中も1日を通して安心して障害児を預けられる居場所の確保が必要

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18時	
通常	特別支援学校等						放課後等デイサービス					
長期休暇期間中	← -- 預け先なし -- →		放課後等デイサービス									← 預け先なし →
			← --- 報酬対象 --- → (2時間延長加算)			← ----- 報酬対象(5時間) ----- →						

令和7年度障害福祉サービス意向調査結果

保護者対象 (令和7年9～10月実施)

発達支援等調査

【実施時期】令和7年9月19日～10月10日

【対象】 0歳から18歳までの発達支援の対象児童及び
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉
手帳を所持している児童 650名

【有効回収数】355人(回収率54.6%)

(問17)家族等が就労等の生活環境を変えずにお子さん
の子育てをするために必要なサービスや支援等がありま
したら、ご自由にお書きください。(自由回答)

●現在利用している放課後等デイサービスは、長期休み
は9時台前半から利用でき、仕事に行くことはできている
が、遅刻して出勤する形となっている。夏休み、春休みは
特に長いため、悩ましかった。8時台から利用ができる場
所が増えるとありがたいが、施設の側の負担を考えると
難しいようにも感じる。(10～14歳)

● 現在中学生で放課後等デイサービスを利用していま
すが、長期休暇中は利用時間が短く、午前中在宅勤務をし
て凌いでいます。学童クラブの様に早い時間から利用で
きると大変ありがたいです。または近所に安心して通える
居場所が欲しいです。児童館は自己管理が基本で一人一
人の状況はみてもらえないと思うので、午前中児童館で
一人で過ごすことは現実的ではないです。(15～18歳)

障害児支援に関するアンケート調査結果

事業所対象 (令和8年3月実施)

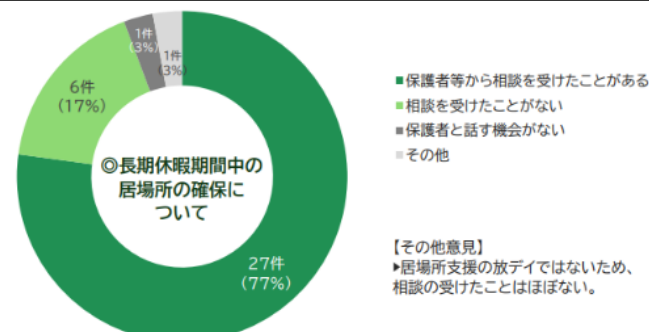
長期休暇中の居場所に関する調査

【実施時期】令和8年3月9日～3月18日

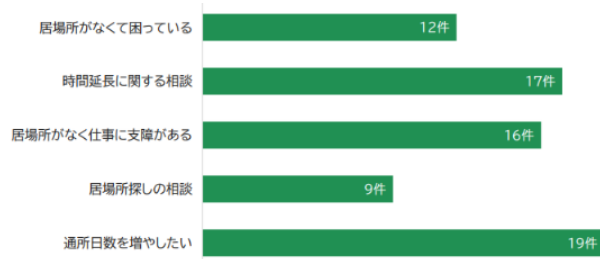
【対象】 区内障害児通所支援事業所45事業所
(うち放課後等デイサービス提供事業所37事業所)

【有効回収数】45人(回収率100.0%)

(問5)長期休暇期間時の居場所の確保について、該当す
るものを選択してください。



(問6)問5において、「保護者等からの相談を受けたこと
がある」を選択した場合、相談内容として該当するものを
選択してください。(複数選択可)



(2)障害者について

- 障害者においては、日中の通所系サービス利用後も安心して過ごせる居場所確保が課題となっている。
 - 見守り支援が必要な障害者が主に利用する、生活介護事業や就労継続支援事業(B型)の障害者の日中活動系サービスでは、障害福祉サービス等報酬において長時間開所の評価が限定的なことや、現実的な職員体制の確保の点から、多くの事業所のサービス提供時間は午前9時～午後3時までなど、6～7時間程度となっている。
 - そのため、フルタイムで就労する同居家族等においては、子どもが18歳までの就学時は放課後等デイサービスを利用できたが、卒業後は日中活動終了後の夕方の預け先がなく、就労の継続を断念したり、就労先を変更せざるを得ない等のいわゆる「18歳の壁」が課題となっている。
 - 障害福祉課における夕方の居場所づくりに関する調査(令和8年4月実施)においても、日中の通所系サービス利用後の居場所の確保の必要があり、実施しているまたは実施したいと回答した事業所が、対象18事業所のうち8事業所であった。
- ➡日中活動が終了する午後3～4時以降も安心して障害者が過ごせる居場所の確保が必要

(一例)	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
18歳まで	特別支援学校等							放課後等デイサービス		
18歳以降	生活介護等							預け先なし		

(2)障害者について

○ 現在、中野区で実施する障害者の夕方の居場所づくり事業について

事業名	事業内容(概要)		実施状況
	目的	利用条件	実施事業所・実施日・送迎・延利用者数(人)
障害者通所施設 利用者時間外 タイムケア事業 (補助事業) (指定管理事業)	生活介護サービス 終了後に、引き続 き見守り支援を実 施。家族の就労継 続・介護負担軽減 を目的とした時間 外支援。	・区から支給決定を受けた、事業実施事業所が提供する生活介護サービス利用者が対象 ・一月4回まで ・18時まで ・利用料500円	かみさぎこぶし園(区立) ⇒週2(火)(木)実施、送迎あり、R6:224→R7:322
			障害者福祉会館(区立) ⇒週2(火)(木)実施、送迎あり、R6:113→R7:156
			コロニーもみじやま支援センター(民間) ⇒平日週5実施、送迎あり、R6:250→R6:279
			江古田の森(民間) ⇒週2(月)(木)実施、送迎あり、R6:47→R6:47
中野区立 弥生福祉作業所 夕方支援事業 (指定管理者 試行的自主事 業)	生活介護又は就労 継続支援B型サー ビス終了後に余暇 活動の見守り等を行 う夕方の居場所 支援。	・R7.10月開始 ・当該作業所利用者が対象 ・一月3回まで ・19時まで ・利用料無料	体制・日数が限定的(予約は1か月前まで、週2(火)(木)のみ)であったり、支援後の送迎サービスがないため、現在利用実績はない。 【今後の見通し】 利用実績へつなげるため、週3回実施・送迎実施・直前予約可・利用回数上限増にR8.8月より拡充

2(1)長期休暇期間中の障害児の居場所づくり事業について

趣 旨

障害のある子どもの家族が就労の継続等ができるよう、学校の長期休暇期間中も障害のある子どもが地域で支援を受けられるようにする。

事業概要

区内の放課後等デイサービス事業所2カ所において、学校の長期休暇期間中の平日の放課後等デイサービス提供時間前後の時間帯に、障害児の朝夕の居場所として、同事業所を利用する障害児の受入れを行う。

- ▶対象 下記2事業所を利用する児童(小学校1年生～高校3年生)
1事業所あたり最大10名／日
- ▶実施場所 (1)放課後等デイサービスウィズ・ユー新中野 (本町五丁目)
(2)Catch and Smile新中野 (本町三丁目)
- ▶実施時期 下記の学校の長期休暇中の平日(月曜日～金曜日)
 - ①夏休み 令和8年7月21日(火)～8月31日(月)【29日間】
 - ②冬休み 令和8年12月28日(月)～令和9年1月7日(木)【5日間】
※年末年始の12月29日(火)～1月3日(日)を除く。
 - ③春休み 令和9年3月26日(金)～3月31日(水)【4日間】
- ▶実施時間 (1)ウィズ・ユー新中野:午前8時～午前10時
(2)Catch and Smile新中野:午前9時～午前9時30分・午後4時30分～午後5時
- ▶実施内容 室内での活動の見守り支援 ※ウィズ・ユー新中野は、送迎サービスあり
- ▶利用料 無料
- ▶職員配置 児童指導員または保育士資格を有する者1名とその他職員1名(計2名)
- ▶実施方法 業務委託

2(2)障害者の居場所づくり促進事業について

趣旨

障害者の家族が就労の継続等ができるよう、障害者の日中の通所系サービス利用後も地域で支援を受けられる環境の整備を行う。

事業概要

中野区南部地域のニーズに対応するため、現在中野区立弥生福祉作業所(指定管理施設)に対し、令和7年10月より指定管理者の単独事業として試行している「夕方支援事業」を区が定める指定事業としてその必要経費分の増額を行う。

- ▶対象 中野区立弥生福祉作業所を利用する障害者 3名／日
- ▶実施場所 中野区立弥生福祉作業所(中野区弥生町4丁目36番15号)
- ▶実施日時 平日のうち週3回(実施曜日は今後検討)(現利用希望者:16名)
- ▶実施時間 午後4時～午後7時(生活介護及び就労継続支援B型提供時間後)
- ▶実施内容 室内での活動の見守り支援(状況に応じて散歩等の外出も行う)
- ▶利用料 無料
- ▶職員配置 生活支援員 計2名
- ▶送迎 運行管理業務委託(運転手+添乗員、法人所有車両を使用)にて実施
- ▶実施方法 指定管理
- ▶開始時期 令和8年8月

3 基本計画等における位置づけについて

- 障害者の居場所づくりについては、中野区基本計画・政策13・施策30「障害者の夕方支援」、及び中野区障害者計画に位置付けて実施する（※児の方は基本計画、障害者計画に規定なし）
- 中野区で実施する障害者の居場所づくりにかかる事業は以下の3事業となり、目的と対応するニーズを明確に整理していく。
 - (1)障害者総合支援法に基づく「日中一時支援事業」
⇒法に規定する区市町村が行うべき地域生活支援事業。
中野区では、短期入所事業所における空床を利用して障害者の預かりを実施する。
 - (2)中野区要綱に基づく「タイムケア事業」
⇒生活介護事業所における、サービス提供時間終了後に引き続く、1時間または2時間の生活介護に準ずる見守り等の支援を行う区独自事業。
 - (3)中野区立弥生福祉作業所における「夕方支援事業」
⇒当該作業所において生活介護または就労継続支援B型サービス利用者をサービス提供時間後の16時から19時まで引き続き支援員が見守り支援を行う指定管理施設が行う事業。
- 上記3事業を下記のとおり整理し、かつ居場所づくり促進事業実施事業の拡充を行う。

事業の すみ分け	日中一時支援事業	居場所づくり促進事業 (タイムケア+夕方支援)
制度区分	地域生活支援事業(区市町村)	都補助による拡充事業
目的	家族の個別ニーズへの預かり対応	既存制度で対応できていない居場所確保
実施事業所 (R8.4時 点)	短期入所事業所6所	タイムケア:4所、夕方支援:1所 (今後、実施事業所数の増加を視野に、要 綱改正にて一本化を行う予定)

4 今後の方向性について

(1)障害児について

○令和8年8月の夏季休業期間における事業実績及び現在実施している保護者アンケート(学校の長期休暇期間中の放課後等デイサービスの利用等に係るアンケート調査)結果をもとに、障害児及び保護者のニーズ把握を行う。

○上記の結果を踏まえ、長期休暇期間中の居場所づくり事業の今後の実施内容や運営方法等を含めた事業の在り方を整理する。

(2)障害者について

○区立弥生福祉作業所での試行事業の検証や、対象事業所への調査等を重ねながら、必要なニーズに対応できる支援を事業所が行えるよう、補助事業の整備を行う。

○今後各事業所への入所者の家族の就労率は上がっていくことが想定されるため、実施事業所の拡充、または区主導による居場所づくりについて検討する必要がある。

5 ご審議いただきたい事項

- 障害児・障害者及び家族のニーズを踏まえた居場所づくり事業の今後の在り方について
- 障害児・障害者の社会参加や保護者支援の観点から求められる新たな居場所機能について
- 障害児・障害者支援事業所職員のワークライフバランスとの整合性について